



もしもの際にも、安心をプラス

新規の方も
借換えの方も

3大疾病保障 リビングニーズ 団体信用生命保険

特約付

特約付

(引受保険会社：SBI生命保険株式会社)

死亡
または所定の
高度障害状態

+

3大疾病
(がん
脳卒中
急性心筋こうそく)

+

リビング
ニーズ

死亡または所定の高度障害状態に該当したら

住宅ローン残高が

3大疾病

進行期2期以上のがんと診断確定されたら
(進行期が不明のがんを含みます)

住宅ローン残高が

脳卒中・急性心筋こうそく

で所定の状態が60日以上継続したら
または その治療を目的として、所定の手術を受けられたら

住宅ローン残高が

リビングニーズ特約 余命6ヵ月以内と判断される場合

住宅ローン残高が

0円

死亡・高度障害状態、3大疾病の保障に加え

「24時間電話健康相談サービス」+「メディカルナビゲーション」でローンご返済中のあなたの健康をサポートします

ドクター オブ
ドクターズ
ネットワーク

① 24時間電話健康相談サービス

医師・保健師・看護師等の有資格者が、
24時間・年中無休で健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等のご相談に応じます。

② メディカルナビゲーション

医療カウンセリングのプロが病気や健康の悩みをお聞きし、セカンドオピニオン
の手配や受診手配など、状況に合わせた選択肢をご提案します。

※1 当該内容は、SBI生命保険株式会社が、3大疾病保障特約付 リビングニーズ特約付団体信用生命保険の付帯サービスとしてティーベック株式会社※2に委託しているサービスです。
※2 ティーベック株式会社は、厚生省(現厚生労働省)の助言・指導のもとに北欧や米国の医療・介護関連の制度やシステムについての長年の研究を経て、平成元年(1989年)、日本で最初に設立された24時間・年中無休体制による電話健康相談の専門会社です。現在は、幅広い健康関連サービスを通じて多くの方々の健康をサポートしています。※3 このサービスは、保険商品の一部を構成するものではありません。サービスは、ティーベック株式会社から提供いたします。万一、サービス提供を受けた結果、損害等が発生しても、当行およびSBI生命は責任を負いかねますのでご了承ください。サービス内容は、予告なく変更になる場合がございます。

- 住宅ローン残高が完済となるには所定の条件があります。
- 住宅ローン金利は通常より年0.2%高くなります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

各種

住宅ローン金利

[店頭表示金利に]

+ 年 0.20%

所定の条件がありますので、くわしくは裏面をご覧ください。

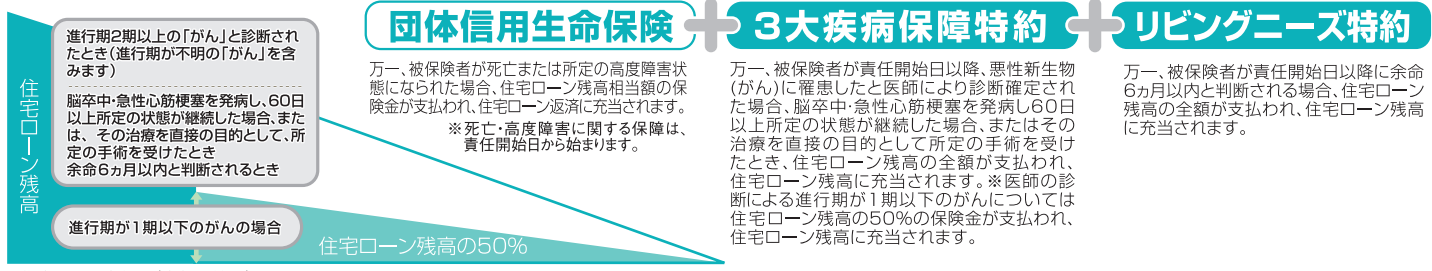


池田泉州銀行

3大疾病保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険のしくみ

従来の死亡・高度障害の保障に加え、3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)と診断確定された場合
および余命6ヵ月以内と判断される場合、住宅ローン残高相当額が支払われます。

(この保険は、池田泉州銀行が保険契約者となり、住宅ローンをご利用される方を被保険者とした団体信用生命保険です。池田泉州銀行が保険契約者として保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。)



▲住宅ローン実行日(責任開始日)
※住宅ローン実行日(責任開始日)以降90日以内に診断確定されたがんについてはお支払対象とはなりません。
※3大疾病保険金または死亡・高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金のいずれかが支払われた時点で、保障は消滅します。
※住宅ローンがご契約にいらなかった場合は、ご加入いただけません。
※過去の病歴や現在の健康状態等により、保険会社にご加入をお断りする場合がございます。

●重要事項のご説明について
保険金をお支払いできない場合など、くわしい保険のご説明については、「申込書兼告知書兼同意書」に添付の「団体信用生命保険被保険者のしおり」を必ずお読みください。また、3大疾病保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険は、SBI生命保険株式会社の引受者となりますので、ご不明の点は「団体信用生命保険被保険者のしおり」に記載のお問合わせ先へご連絡ください。
●引受保険会社:SBI生命保険株式会社

◎ここでの保険に関する説明は、池田泉州銀行が保険契約者としての立場から住宅ローン利用者のみなさまの便宜のために自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

3大疾病保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険のご案内

保険名称		3大疾病保障特約付リビングニーズ特約付団体信用生命保険	
ご利用いただける方		新規で池田泉州銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満18歳以上満50歳以下で、最終ご返済時の年齢が満80歳以下の方※但し、ご契約いただいた住宅ローンによっては、条件が異なる場合がございます。	
この保険の特徴		この保険は、金融機関等（以下、銀行といいます）を保険契約者とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。	
お支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	
	高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	
	リビングニーズ特約保険金	保険期間中にその余命が6ヵ月以内と判断される場合	
	3大疾病保険金	がん	
		急性心筋梗塞	
		脳卒中	
保険金額等		債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。	
保険金等をお支払いできない場合		次のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。	
		死亡保険金 高度障害保険金	(1)責任開始日から1年以内に自殺されたとき (2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (3)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき (4)責任開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき
		3大疾病保険金	(1)責任開始日前に所定の疾病に診断確定されていたとき (2)責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき (90日経過後に診断確定された悪性新生物が、その再発・転移等を認められる場合を含みます)
		その他	(1)保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除となったとき (2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合 (3)保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとなったとき (4)保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があり、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効となったとき (5)保険契約者から保険料のお払込がなく保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき
		※リビングニーズ特約保険金をお支払いできない場合については、死亡・高度障害保険金をお支払いできない場合の内容を準用します。	
責任開始日		住宅ローン実行日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。	
保障終了日		次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・ご契約いただいた住宅ローンを完済したとき ・保険金が支払われたとき ・被保険者の年齢が満81歳に達したとき	
告知に関する事項		・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書兼同意書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・生命保険会社が公平にご加入をお引受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態などについて、「申込書兼告知書兼同意書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）ください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。	

保険会社登録番号(募資S-2402-109)